

芝地区総合支所区民課

港区印鑑条例の一部を改正する条例について

「住民基本台帳法施行令」（以下「施行令」という。）の一部改正を踏まえ、旧氏による印鑑の登録ができるようにするため、港区印鑑条例の一部を次のとおり改正します。

1 改正内容

（１）登録できる印鑑について（第7条関係）

登録できる印鑑について、旧氏（住民票に記載する旧氏。以下同じ。）、又は旧氏の一部を組み合わせたものであらわしているものを追加します。

（２）印鑑登録原票について（第8条関係）

印鑑登録原票に登録する氏名について、氏に変更があった者で住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び旧氏を登録します。

（３）印鑑登録の抹消について（第15条関係）

旧氏を変更した場合において、当該旧氏で登録されている印鑑が抹消事由に該当するときは、当該印鑑の登録を抹消します。

（４）その他規定の整備（第7条関係、第8条関係）

ア 条例で引用している施行令の条項番号の変更

「第30条の13に規定する旧氏」を追加するとともに、「第30条の26第1項に規定する通称」を「第30条の16第1項に規定する通称」に変更します。

イ 用語の整理

政令にあわせ一部「記録されている」を「記載がされている」に変更します。

参考 旧氏とは、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの。

（施行令第30条の13）

2 施行期日

令和元年11月5日

港区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第七条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(同令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>二 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、法第三十条の四十五に規定する外国人住民(次条及び第十五条において「外国人住民」という。)である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されて</p>	<p>(前略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第七条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)以下「政令」という。)第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>二 職業、資格等他の事項を併せて表しているもの</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、法第三十条の四十五に規定する外国人住民(次条及び第十五条において「外国人住民」という。)である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されてい</p>

いる印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第八条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

一・二 (略)

三 氏名(氏に変更があつた者である登録申請者に係る住民票に旧氏の記載(法第六条第三項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民である登録申請者に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

四〇六 (略)

七 氏名の片仮名表記(外国人住民である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けられる場合に限る。)

(中略)

(印鑑登録の抹消)

る印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第八条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

一・二 (略)

三 氏名(外国人住民である登録申請者に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

四〇六 (略)

七 氏名の片仮名表記(外国人住民である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けられる場合に限る。)

(中略)

(印鑑登録の抹消)

第十五条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

一～四 (略)

五 氏名、氏(氏に変更があつた者である印鑑登録者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民である印鑑登録者にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したため、登録されている印鑑が第七条第一項第一号に該当することになつたとき又は同条第二項に規定する印鑑に該当しないことになつたとき。

六・七 (略)

(後略)

付 則

この条例は、令和元年十一月五日から施行する。

第十五条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

一～四 (略)

五 氏名、氏又は名(外国人住民である印鑑登録者にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したため、登録されている印鑑が第七条第一項第一号に該当することになつたとき又は同条第二項に規定する印鑑に該当しないことになつたとき。

六・七 (略)

(後略)